

最終改正 2020年4月1日

熊本空港供用規程（以下「規程」という。）第14条第2項Iに規定する熊本空港の着陸料（以下「使用料金」という。）算定の特例（以下「本特例」という。）を次のとおり定める。

## 1. 特例の種類及び対象

- (1) 国際航空又は国内航空に従事する航空機に適用されるもの。
  - ① 新規路線就航割
  - ② 増便割
- (2) 国際航空に従事する航空機に適用されるもの。
  - ③ デイリー化割
  - ④ チャーター割
- (3) 国内航空に従事する航空機に適用されるもの。
  - ⑤ 国内地方路線割
  - ⑥ 特定地方路線割
  - ⑦ 小型機割
- (4) 上記①、②、③の割引は、熊本空港に着陸した国際航空または国内航空に従事する航空機で、運航者が、他人の需要に応じ、熊本空港と本邦内外の地点との間に定められた路線において、一定の日時により、有償で旅客を運送する航空機に適用するものとする。（以下「定期路線便」という。）
- (5) 上記②の割引は、本特例が有効になった日以降、運航者が、前年同月と比較し、同一の定期路線便の運航回数が増加した定期路線便に適用するものとする。（但し、運航回数が当該路線のこれまでの最大運航便数を超える場合に限る。以下、「増便」という。）
- (6) 上記⑤、⑦の割引は、2020年4月1日から2021年3月31日までの間、それぞれ規程第15条2(6)、(2)を読み替えて適用する。

## 2. 特例の内容

### ① 新規路線就航割

新規路線に係る定期路線便（このうち、過去3年以内に熊本空港の離着陸を中止した路線を除く）の使用料金の算出に当たっては、規程第14条第2項Iに規定する算定方式によって得られた額の、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

（就航日より）就航1年目：100%

（就航日より）就航2年目：50%

（就航日より）就航3年目：25%

## ② 増便割

増便に係る定期路線便の使用料金の算出に当たっては、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

(増便日より) 就航 1 年目 : 80%

(増便日より) 就航 2 年目 : 40%

(増便日より) 就航 3 年目 : 20%

## ③ デイリー化割

デイリー化割引の対象となる航空機は、運航者が、熊本空港と本邦外の一の地点を、毎日以上の頻度で運航される定期路線便とする。(以下、「デイリー便」という。) 使用料金の算出にあたっては、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、(デイリー便実現日より) 20% を乗じた金額を減免する。

## ④ チャーター割

熊本空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、運航者が、他人の需要に応じ、熊本空港と本邦外の地点との間に定められた路線において、有償で旅客を運送する場合に適用するもののうち、定期路線便以外(以下「チャーター便」とする。)であり、初便運航から最長 3 か月間を期限に、運航者と空港会社が合意した期間において、複数回運航されるチャーター便に適用するものとする。使用料金の算出にあたっては、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、100% を乗じた金額を減免する。

## ⑤ 国内地方路線割

他人の需要に応じ、本邦内空港と熊本空港の間で運航(東京国際空港、大阪国際空港、福岡空港、新千歳空港、関西国際空港、成田国際空港、中部国際空港を使用空港とする路線、及び規程第 15 条第 2 項 (4) 及び (5) に掲げるものを除く)する航空機に対して、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた金額の 1/4 とする。

## ⑥ 特定地方路線割

他人の需要に応じ、熊本空港と天草空港との間で運航する航空機に対して、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた金額の 100% を乗じた金額を減免する。

## ⑦ 小型機割

- 最大離陸重量 50 トン以下の小型機材に対して、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた金額の 4/5 とする。
- 最大離陸重量 20 トン以下の小型機材に対して、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた金額の 7/10 とする。

附 則 本特例は、2020 年 4 月 1 日から施行する。